

岡山市長 萩原誠司様

岡山市監査委員	服部輝正
同	石川敬之
同	高月由起枝
同	安井 聰

### 公の施設の管理受託団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理受託団体監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

#### 記

#### 1 監査の対象（管理受託施設）及び範囲

財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団（市民屋内温水プール）  
平成15年度における公の施設の管理運営受託業務に係る出納その他の事務

#### 2 監査の期間

平成17年1月4日から平成17年2月28日まで

#### 3 監査の方法

前記団体の施設の管理に係る受託業務が、契約内容に沿って行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出により監査した。

#### 4 監査の結果

監査した結果、施設の管理に係る受託業務は契約内容に沿って適切に管理されており、また、事務処理についてはおおむね適正に処理されているものと認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

##### (1) 施設の状況について

和室で使用する長机について、老朽化している状態が認められたので、早急に適切な措置を講じられたい。

## (2) 施設の利用促進について

近年，市民屋内温水プールの付近にはプールを中心とした健康増進施設が次々と開設され，競争が激化している状況にある。財団法人日本水泳連盟の公認コースでもある公の施設としての存在感をアピールし，市民ニーズも分析する一方，高齢者や障害者等の水泳教室を幅広く行うなど利用者の増加につながるような効果的な措置を講じて，より一層の利用促進を図りたい。

なお，団体の管理受託の概要は次のとおりである。

### (財団法人 岡山市立市民屋内温水プール)

#### 1 管理受託施設について

管 理 受 託 施 設	所 在 地	管 理 受 託 開 始 年 月 日
岡山市立市民屋内温水プール	岡山市豊成一丁目4番22号	平成5年4月1日

#### 2 管理受託業務について

平成15年度における管理受託業務の主な内容は，次のとおりである。

- (1) 岡山市立市民屋内温水プールの建物及び設備の管理，プール監視業務に関すること
- (2) 岡山市立市民屋内温水プールの管理運営等に関すること
  - ア 岡山市立市民屋内温水プールの管理運営に関すること
  - イ 有料施設の使用許可申請に係る補助事務に関すること
  - ウ 有料施設の使用料徴収事務に関すること
  - エ 徴収した使用料を岡山市指定金融機関，岡山市指定代理金融機関及び岡山市収納代理金融機関に納付する事務に関すること
  - オ 入場受付，電話設備等の賃借料，プール水水質検査手数料事務に関すること
  - カ その他設備・備品等，全体の維持管理事務に関すること

#### 3 受託金額について

平成15年度の岡山市からの管理受託金額は108,297,000円であり，委託料の受入れ状況は次のとおりである。

平成15年 4月22日	9,024,750円	収入
平成15年 5月 8日	9,024,750円	収入
平成15年 6月11日	9,024,750円	収入
平成15年 7月16日	9,024,750円	収入
平成15年 8月 8日	9,024,750円	収入
平成15年 9月 8日	9,024,750円	収入
平成15年10月 9日	9,024,750円	収入

平成15年11月10日	9,024,750円	収入
平成15年12月11日	9,024,750円	収入
平成16年 1月 9日	9,024,750円	収入
平成16年 2月10日	9,024,750円	収入
平成16年 3月10日	9,024,750円	収入

なお、これらの委託料は精算して平成16年5月21日に2,857,108円を市へ返納している。